

第4回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年12月20日
 告示番号 第12号
 会議年月日 令和3年12月24日
 会議の場所 川崎市民センター 研修室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局 長 小野寺 英 幸
 局長 補 佐 藤 原 弘 子
 局長 補 佐 佐 藤 正 浩
 主任 主 事 阿 部 喜 昭
 農政課担い手支援係長 村 上 さおり
 農政課担い手支援係主事 和 山 裕 嗣

本日の案件 第4回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第4回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、9番 畠山 信吾 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に8番 千田 幹雄 委員、10番 佐藤 和幸 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第7号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第7号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年12月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第20号までの20件、20名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第7号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第7号の質疑を終わります。

次に、「報告第8号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第8号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出ではありますが、記載の第1号から第6号までの6件、7筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

議

長

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が5件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第8号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第8号の質疑を終わります。

次に、「議案第21号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、議案の内容をご説明いたします。

一関市長より別紙のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、協議がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

議案本文は別冊として皆様に配布してございますので、そちらをご参照願います。

なお、本日は、農林部農政課の職員に総会への出席を要請しておりますので、内容については、農政課の職員より説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは説明をお願いします。

農 政 課

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想につきまして、ご説明をいたします。

以下、基本構想と省略いたします。

基本構想は、国の法律であります農業経営基盤強化促進法におきまして、市町村が定めることができるとされており、その内容は、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標のほか、農業経営基盤強化促進事業と呼ばれるものにつきまして、必要な事項などを定めることとされております。

基本構想ですが、認定農業者の農業経営改善計画や、新規就農者の青年等就農計画などの認定に当たり、その計画内容が市町村が策定する基本構想に照らして適当であることが要件の1つとされております。

今回の変更を受けた基本構想が今後の計画審査に用いられるということになります。

それでは、本日お配りしました議案第21号説明資料に沿いまして、今回の変更についてご説明いたします。

まず、変更を行う理由でございますが、岩手県が定めております基本方針が概ね5年ごとの策定期間の終期を迎えまして、令和3年3月に変更がございました。

定期的な見直しでございます。

一関市が定めております基本構想も同じく終期を迎えたこと、また、農業経営基盤強化促進法において基本構想は県の基本方針に即していることとされており、今回その基本方針の内容に沿って市の基本構想を変更するものです。

続いて、基本構想案の第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標についてですが、一関市の農業の概要、目指すべき農業経営の指標、目標の実現に向けた取り組みや支援についての記載をしております。

今回の主な変更点では、県の基本方針及び一関市の総合計画後期基本計画などを踏まえ、文章の内容を変更しております。

続いて、基本構想案の第2、営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標ですが、この中では、年間所得目標や労働時間を達成するための経営規模、生産方式、経営管理の方法等の指標について記載しております。

今回の主な変更点ですが、県の基本方針の変更に伴い、個別経営体及び集落型の農業法人について、目標とすべき主たる従事者1人当たりの年間所得額を現状概ね400万円としているところを、概ね420万円に変更しております。

続きまして、基本構想案の第3、農地利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項ですが、この中では、利用集積面積の目標、利用関係の改善に向けた取り組みについて記載しております。

主な変更ですが、国の農業経営基盤強化促進法の法改正があり、これに伴い、農地利用集積円滑化事業に関する記載を削除しております。

続いて、基本構想案の第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項ですが、市が取り組む基盤強化の促進に向けた事業内容について記載しております。

主な変更点ですが、利用権設定を受ける者の要件の1つを認定農業者、または認定新規就農者と変更してございます。

また、先ほどの第3と同じく農地利用集積円滑化事業の記載を削除しております。

次に、現行の基本構想の第5、農地利用集積円滑化事業に関する事項という章を設けておりましたが、こちらは全体を削除しております。

続いて、現行の第6、今回お示しした変更案の第5ですが、その他についても、農地利用集積円滑化事業の記載を削除しております。

最後に、基本構想案の別表1から4、第2に記載しました年間所得目標を達成するための経営規模と営農類型について記載しております。

なお、営農類型ですが、県の基本方針の中において、県南広域振興圏での営農類型として示されているものを採用しております。

また、残り一部については、一関市で作付している作物について、実際の農業経営改善計画を参考にしながら営農類型をいくつか提示しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

以上で説明を終わります。

審議願います。

昨今の水稻、米の状況を見ますと大変厳しいものがあるわけですが、別表1の中で水稻との組み合わせの営農類型が示されております。

それから、本文の中では所得目標が400万円から420万円に変わったというご説明をいただきました。

この営農類型の中で、それぞれ420万円の所得目標を達成できるという判断でお示ししているのでしょうか。

営農類型についてですが、先ほど説明しましたように、県の基本方針の営農類型から引用しております。

この類型は今年の3月に策定されたもので、その時点において概ね420万円が達成できるということを見込んでお示ししております。

佐藤委員、了解しましたか。

経済情勢、農業を取り巻く情勢というのは日々変わっております。

そういう中で、今、構想をつくる段階での数字だということ

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

農 政 課

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

農 政 課

議 長

18番

佐々木 栄一 委員

農 政 課

すが、農業委員会に審議を委ねられた場合、判断するのはこの情勢を受けて私ども農業委員会の中で判断していく、それが課せられた使命だと思います。

その点を踏まえて、もう一度お聞きします。

今の情勢を踏まえて、この420万円という設定に対して農政課として、どのようにお考えでしょうか。

概ね400万円、420万円という数字は、岩手県内のサラリーマンの所得をもとに、農業者も他の業種と同様の所得を得る形をつくり上げたいということで今回の類型をお示したところではあります。

毎年、米価に変化はありますし、冷害や様々な災害によって、作物がとれない時期もあるかとは思いますが、概ね420万円の所得を目指すための類型ということでお示しをしておりますので、ご理解をお願いいたします。

そのほかございませんか。

関連するかと思いますが、他産業従事者と同じ420万円という設定をされたようですが、この営農類型を見ますと、この規模でやっておけば確実にという線はないと思います。

例えば、一関市の水稻も反収が高いわけですが、その中で一般米だけを作付しているのでは難しいということで高収益作物を導入しなさいとあるのですが、例えば大豆の作付などを見ますと、一関市全体で90kgの収入さえあれば交付金が発せられるとあります。

その2分の1以上を収穫しなければ、農政局に始末書の提出が必要になるのですが、岩手県全体からみますと半分以下です。

そういう状況を見ると、一関市では、県の指標だけでは420万円が達成できるのか疑問に思うわけですが、県の指針もさることながら、一関市全体を捉えた数字を基準にすることで、他産業並みに所得を得る条件になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員さんのおっしゃるとおり、420万円という所得を上げるということは農業分野では大変難しい内容かと思えます。

ただ、それをクリアしていくために作付の目標を示して、さらにいろいろな技術の導入、機械の導入や、作業の効率化を図り、他産業と同等の所得を上げていければいいということで、あくまでも目安としてお示ししているものです。

そして、私たちもこの数字に近づけることができるように支援

議 長
18番
佐々木 栄一 委員

してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

佐々木委員、了解ですか。

420万円は、いわゆる最低ラインといたしますか、その数字につきましては、認定農業者が最近伸び悩んでいる、数が少なくなっているという情報を得ています。

やはり420万円ぎりぎり認定農業者になるのか、それより数が少ないという状況を見れば、市として現状に即した目標を立てることが、認定農業者、新規就農者を増やしていくことに大きく結びつくのだらうと思います。

400万円から420万円という数字にとらわれることなく、現状に即した数字をもって、その目標に向かって認定農業者等を増やしていければいいのではないかと考えています。

以上、意見でございます。

議 長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第21号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第21号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に、一関地域に係る申請7件です。

第1号、譲渡人と譲受人は親子であり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第2号は、譲受人の自作地の隣接地であり、一体的に耕作管理するため、贈与により取得しようとするものです。

第3号及び第4号は、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

借受人は令和2年2月より市の認定新規就農者となり、ピーマン栽培に取り組んでいる法人です。

農地所有適格法人以外の法人ですので、解除条件付賃貸借となりますが、賃貸借契約書に解除条件が付されていること等許可要件は満たしております。

第5号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、これまで借受けしていた譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第6号は、市の空き家バンクに登録された物件であり、本年6月の総会議案として上程し可決されておりましたが、譲受人の名義を誤って申請したとの理由で取消願出書が提出されましたので、11月の総会で許可処分の取消を決定したものです。

最初は夫名義でしたが、今回改めて妻名義で売買の申請がありました。

譲受人は、農地のほか、居宅、宅地、原野、山林、雑種地、ため池を含めて取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人は市内に移転し農業を始めたいとのことで、きゅうり、トマト、小松菜、米、梅の作付・管理計画及び収穫物のネット販売、テイクアウトする店の出店等記載した営農計画書を提出しております。

第7号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第8号は、譲渡人が特定遺贈により、譲受人に農地を贈与するものです。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第9号は、借受人がこれまで使用貸借により借受けしてきた農地を、契約期限が近づいてきたことから、使用貸借契約を更新しようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第10号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第11号及び第12号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第13号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第14号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が自作地の隣接地で一体的に耕作するため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第15号は、譲受人が空き家バンクに登録された建物及び宅地のほか農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人は会社員ですが、取得した空き家に転居し農業を始めるとのことです。

ネギ、キュウリ、ナス、ダイコン、白菜、梅の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第16号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請2件です。

第17号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第18号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、農地のほか山林も含めた売買金額は記載のとおりです。

以上18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第22号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

14番
佐藤 宗雄 委員

一関地域の農地法第3条に係る現地調査報告をいたします。
現地調査日は令和3年12月13日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、佐藤 洋子委員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐々木委員、事務局職員、千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

16番
及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第3条、現地調査報告を行います。

現地調査は令和3年12月10日、午前9時より、農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、磯田委員、支所職員 後藤産業建設課主任、千葉産業建設課主査。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
鈴木 勝 委員

大東地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年12月10日、午後2時45分より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、小崎委員、支所職員 菅野産業建設課主事。

報告内容、第9号から12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

5番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年12月10日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、効率的な

議 長

7番
佐藤 想司 委員

利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年12月10日、午前10時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、鈴木委員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 中舘産業建設課農林係長。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

議 長

12番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年12月10日、午前10時より、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 吉田産業建設課主査、小原産業建設課主任技師。

報告内容、第15号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請、第18号が藤沢地域より申請されておりましたが、そのうち、川崎地域分を現地調査いたしましたので報告いたします。

現地調査日は令和3年12月10日、午前9時30分より、現地調査員は私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、支所産業建設課 坂本課長補佐。

報告内容、第18号のうち川崎地域分について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

議 長 18番 佐々木 栄一 委員	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和3年12月10日、午後2時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 佐々木、農地利用最適化推進委員 菅原委員、支所産業建設課 佐藤主事。</p> <p>報告内容、第17号及び第18号のうち藤沢地域分について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議 長	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	長	<p>なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第22号」を可と決めます。</p>
議 長	長	<p>次に、「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	長	<p>議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請2件です。</p> <p>第1号は、譲受人が宅地分譲2区画を整備するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。</p> <p>第2号は、譲受人が宅地分譲8区画を整備するため転用申請するものです。</p>

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能なものと考えます。

第4号は、譲受人が建売住宅2棟を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、借受人が運送会社の駐車場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第23号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査報告をお願いします。

14番
佐藤 宗雄 委員

最初に一関地域担当委員の方、お願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、調査員は第3条と同じですので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ
ます。

第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続する予定としていることから、周辺農地に影響はないと思
われます。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

16番
及川 治雄 委員

花泉地域、現地調査日、調査員は第3条と同じですので、割愛させていただきます。

第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第4号、申請人が建売住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号、申請人が自社の用に供する駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

21番
畠山 潔 委員

第3号ですが、贈与なので問題はないと思いますが、その併用地というのは賃貸か自分の土地か、お聞きします。

配置図を見ますと、併用地の宅地部分に建物が一部かかっているのですが、賃貸か自分の土地か、確認をお願いします。

局 長 補 佐

併用地についても贈与でございます。

配置図では分筆後の線が入っておりませんが、こちらと合わせて提供されるということでございます。

ちなみに、譲受人と譲渡人は親子でございます。

議 長

了解ですか。

21番

まだ分筆されていないということですか。

畠山 潔 委員

局 長 補 佐

分筆はしておりますが、システムの関係で図面にはまだ反映されてお

議 長

ほかに、ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第23号」を許可相当と決します。

次に、「議案第24号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第24号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

併せて、議案番号2について、承認を受けた後、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があった場合は、許可相当とすることについて意見を求めるものです。

最初に、大東地域に係る申請1件です。

第1号は、令和3年9月28日付けで、公共工事に伴う現場事務所及び資材置場として利用するため一時転用許可を受けていましたが、発注者の計画変更により工事量が増加し、当初の期日までに竣工できないため、転用期間を延長するものです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第2号は、平成16年6月7日付けで、岩石採取場及び土砂採取場として転用許可を受けた土地について、許可を受けた業者の採石業務管理者が退職し、採石業務を継続することができなくなったため、別の業者が業務を承継するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第24号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第24号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第24号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第25号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に関する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の提出があったので、可否についての意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の2件です。

第1号及び第2号は同一事業で、令和3年5月17日付けで、歯科医院を建設するため転用許可を受けていましたが、事業を進めるに当たり、新型コロナウイルス感染拡大による建設資材の高騰など、想定外の費用が発生したため、追加の事業資金のめどが立たず、申請地での事業継続を断念したものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第25号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第25号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第25号」を可と決します。

議長

次に、「議案第26号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第26号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が40件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が12件、集団案件一括方式が1件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から第19号までの19件は、一関地域に係る申請です。

第20号から第33号までの14件は、花泉地域に係る申請です。

第34号は、大東地域に係る申請です。

第35号から第40号までの6件は、藤沢地域に係る申請です。
次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、花泉地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、川崎地域に係る申請です。

第2号は、花泉地域と藤沢地域、両地域にまたがる申請です。

第3号から第12号までの10件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号は、川崎地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第26号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第3号から第5号について、14番 佐藤 宗雄委員が、農地中間管理事業関係第4号から第10号について、18番 佐々木 栄一 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第26号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第3号から第5号、農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)第4号から第10号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第26号」を貸借権設定第3号から第5号、農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)第4号から第10号を除き可と決します

議 長

次に、「議案第26号」貸借権設定第3号から第5号について審議いたします。

		14番 佐藤 宗雄 委員は退室願います。 (午後 2 時44分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第26号」貸借権設定第 3 号から第 5 号について可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第26号」貸借権設定第 3 号から第 5 号について可と決しました。 佐藤 宗雄 委員は入室願います。 (午後 2 時46分 入室)
議	長	佐藤 宗雄 委員に申し上げます。 「議案第26号」貸借権設定第 3 号から第 5 号について可と決しました。
議	長	次に、「議案第26号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第 4 号から第10号について審議いたします。 18番 佐々木 栄一 委員は退室願います。 (午後 2 時46分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第26号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第 4 号から第10号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第26号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第 4 号から第10号は可と決します。 佐々木 栄一 委員は入室願います。 (午後 2 時47分 入室)
議	長	佐々木 栄一 委員に申し上げます。

「議案第26号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第4号から第10号は可と決しました。

次に、「議案第27号 農用地利用配分計画案の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 議案第27号 農用地利用配分計画案に係る意見について、ご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。

第1号は、花泉地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で「議案第27号」の説明を終わります。

議長 審議願います。

(なしの声あり)

議長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第27号 農用地利用配分計画案の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長 挙手満場と認めます。

議長 よって、「議案第27号」を可と決します。

次に、「議案第28号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 議案第28号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、花泉地域1件、千厩地域1件、室根地域1件です。

	<p>第1号及び第3号は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>第2号は、平成16年6月7日付けで転用許可を受け、採石場への通路として使用していたもので、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>16番 及川 治雄 委員</p>	<p>以上で「議案第28号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に花泉地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。</p> <p>花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員は、第3条、第5条と同じですので割愛いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>5番 佐藤 繁 委員</p>	<p>第1号、平成3年頃から宅地として利用していたものであり、既に農地性は失われております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>12番 藤原 美喜男 委員</p>	<p>第2号、平成16年6月7日付で農地法の許可を得て採石採取地へ進入するための通路として整備し使用していたものであり、既に農地性は失われております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3号、昭和55年頃から宅地の一部として使用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第28号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第28号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第29号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第29号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、ご説明いたします。</p> <p>土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は2件で、花泉地域に係るものです。</p> <p>新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第29号」の説明を終わります。</p> <p>なお、第1号について22番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第29号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」第1号を除き承認する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第29号」を第1号を除き承認いたします。</p>
議	長	<p>次に、「議案第29号」第1号を審議いたします。</p> <p>22番 佐藤 多賀幸 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時56分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p>

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第29号」第1号を承認する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第29号」第1号を承認いたします。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
議	長	(午後2時57分 入室) 佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
議	長	「議案第29号」第1号は承認されました。
局 長 補 佐		次に、「議案第30号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第30号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明いたします。 一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が26件、農用地区域への編入申請が96件、農用地区域の用途変更申請が27件です。 最初に農用地区域からの除外申請ですが、第1号から第9号までの9件は、一関地域に係る申請です。 第10号から第11号までの2件は、花泉地域に係る申請です。 第12号から第13号までの2件は、大東地域に係る申請です。 第14号から第16号までの3件は、千厩地域に係る申請です。 第17号から第21号までの5件は、東山地域に係る申請です。 第22号から第23号までの2件は、室根地域に係る申請です。 第24号から第26号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。 除外理由につきましては、除外理由欄に記載のとおりのもので転用が計画されていることによるものです。 いずれの案件も、農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会でそれぞれ審議することとなります。 次に、農用地区域への編入の申請です。

第1号から第7号までの7件は、一関地域に係る申請です。
第8号から第11号までの4件は、花泉地域に係る申請です。
第12号から第26号までの15件は、千厩地域に係る申請です。
第27号から第54号までの28件は、東山地域に係る申請です。
第55号から第72号までの18件は、室根地域に係る申請です。
第73号から第96号までの24件は、藤沢地域に係る申請です。

編入理由につきましては記載のとおりですが、「中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため」など、農用地区域に適用される制度を利用するためのものです。

なお、編入につきましては、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。

次に、農用地区域の用途変更の申請です。

第1号から第27号までの27件は、室根地域に係る申請です。

用途変更の理由につきましては、農地を農業用施設用地に変更するものです。

具体的には、農地転用により鶏肉の加工施設を建築しようとするものです。

農業用施設に用途変更された後に転用申請が可能となり、申請があった場合は総会で審議することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第30号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

14番
佐藤 宗雄 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は第3条、第5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、農振除外第1号から第9号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

16番
及川 治雄 委員

花泉地域の、農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は第3条、第5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、農振除外第10号及び第11号について、別紙現地調査

議長 長

23番
鈴木 勝 委員

議長 長

5番
佐藤 繁 委員

議長 長

7番
佐藤 想司 委員

議長 長

12番
藤原 美喜男 委員

書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題ないと思われま

す。ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農振除外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条と同じですので割愛します。

報告内容、農振除外第12号及び第13号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

千厩地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については第3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、農振除外第14号から第16号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま

す。ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農振除外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、農振除外第17号から第21号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農振除外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、農振除外第22号及び第23号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。次に、用途変更の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

局 長 補 佐

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

報告内容、用途変更第1号から第27号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響はなく、一体的な農業施設ということでの計画ですので、用途変更の問題はないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農振除外現地調査の報告をいたします。
現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、農振除外第24号から第26号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま

す。

以上で現地調査報告を終わります。
なお、農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号について、18番 佐々木 栄一 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願

います。
説明の中にあつた制度的なもの、補助要綱に該当するために編入申請を行うということで、非常にいいことと思うのですが、登記地目と現況地目が違っているものが散見されますが、これらについては農業委員会で直接見るのではなくて、税務担当課の課税状況によって確認しているというこれまでの説明と同様でござい

ましようか。
農業振興地域の関係は担当の農政課で現地確認を行っております。

また、現況が農地ではない部分もございしますが、これにつきましては許可後に農地に変えるという条件となっております。

それから、室根の鶏肉加工施設に係る部分も編入に入っておりますが、こちらは農業施設用地にするということですので、現況は農地以外となっております。

よろしいですか。

現況は田という取り扱いになるわけですが、昨今の水稻をめぐる状況の中で、米から別の品目への誘導策があり、それに反してといいますか、別の格好で畑なり、その他の地目が田になっているものが見られるわけですが、制度的に中山間なり基盤整備事業を導入して、より有利な整備を図っていくということは、それは

局長補佐
議長

それでいいのですが、考え方として、市長から議案を要請するにあたり、市長部局で現況地目を確認したということによろしいでしょうか。

お見込みのとおりでございます。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第30号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を、農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第30号」を農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号を除き可と決します。

議長

次に、「議案第30号」農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号を審議いたします。

18番 佐々木 栄一 委員は退室願います。

(午後3時14分 退室)

議長

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第30号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第30号」農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号を可と決します。

佐々木 栄一 委員は入室願います。

(午後3時16分 入室)

議長

佐々木 栄一 委員に申し上げます。

議

長

「議案第30号」農業振興地域農用地区域 編入申請 第85号は可
と決しました。

以上で全議案が終了いたしました。

第4回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時16分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員